

横浜市障害者（児）補装具費支給事務取扱要綱

制定 平成 22 年 3 月 31 日健障福第 2860 号（局長決裁）
最近改正 令和 3 年 7 月 1 日健障自第 1005 号（局長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条に基づく補装具費支給事務の手續きについて、同法、横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則（平成 18 年 3 月横浜市規則第 21 号。以下「規則」という。）及び厚生労働省が定める「補装具費支給事務取扱指針」に定めるもののほか必要な事項を定め、もって障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図り、補装具費支給の適正な実施を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 この要綱の対象者は、障害の状況により補装具の購入等（規則第 17 条第 2 項の購入等をいう。以下同じ。）が必要と認められる当該障害者・児又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）とする。なお、障害者・児のうち治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者を、「難病患者等」という。

（医学的判定及び決定方法の種類）

第 3 条 補装具費支給対象障害者等が 18 歳以上の場合の判定及び決定方法は、次のとおりとする。種目ごとの医学的判定及び決定方法については、障害者更生相談所が別に定める。

- （1）補装具費支給対象障害者等が障害者更生相談所に来所して判定を行う方法。（以下「来所判定」という。）
- （2）医師の作成する医学的判定（意見）書により障害者更生相談所が判定を行う方法。（以下「書類判定」という。）
- （3）医師の作成する医学的判定（意見）書により区長が決定する方法。
- （4）医師の作成する医学的判定（意見）書を要さず、区長が決定する方法。

（障害児の補装具費支給）

第 4 条 補装具費支給対象障害者等が 18 歳未満の場合は、区福祉保健センターが必要性を判断し、区長が決定する。

- 2 区福祉保健センターは、補装具費支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、障害者更生相談所に助言を求めることとする。

（申請の受付）

第 5 条 補装具費の支給を受けようとするものは、補装具費支給申請書（第 1 号様式）に、来所判定の場合は次の第 3 号の書類を添付し、書類判定の場合は次の各号の書類を添付し、区長に申請しなければならない。医学的判定（意見）書の要否に関しては、障害者更生相談所が別に定める。

- (1) 医学的判定（意見）書（障害児の場合は補装具費支給意見書）
- (2) 見積書
- (3) 世帯状況・収入等申告書（第1号様式の2）

（医学的判定（意見）書及び補装具費支給意見書）

第6条 前条第1号に定める医学的判定（意見）書は、障害者更生相談所が別に定める条件を満たす医師の作成したものとする。

2 障害児の補装具費支給意見書は、指定自立支援医療機関、保健所、又は地域療育センターの医師、その他市長が特に認めた医師の作成したものとする。

3 十八歳以上の難病患者等の医学的判定（意見）書については、第一項に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関の医師で、所属学会において認定された医師の作成したものとする。また、十八歳未満の難病患者等の補装具費支給意見書は、前項に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関の医師で、所属学会において認定された医師の作成したものとする。

（見積書）

第7条 第5条第2号に定める見積書は、横浜市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要領（平成21年9月15日制定 健障福第1280号）に基づき登録をした事業者（以下「登録事業者」という。）の作成したものとする。

（書類判定）

第8条 区長は、第5条に定める申請を受付したときは、書類判定を要するものについては、判定依頼書により障害者更生相談所に判定依頼をしなければならない。

2 前項の判定依頼があった場合は、障害者更生相談所は、医学的判定（意見）書により判定結果を区長に送付しなければならない。

（来所判定）

第9条 来所判定を要するものについては、補装具費支給対象障害者等は第5条に定める申請を行った後、障害者更生相談所において医学的判定を受けるものとする。

2 障害者更生相談所は、医学的判定を行い、判定書により判定結果を区長に送付しなければならない。

（特例補装具の検討）

第10条 区長は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「基準」という。）に定められた補装具の種目に該当するものであって、基準別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入等に要する費用の支給について検討する必要がある場合は、障害者更生相談所が別に定める横浜市特例補装具検討会運営要領に従い、特例補装具検討会へ協議の依頼をしなければならない。

2 前項の協議依頼があった場合は、障害者更生相談所は、横浜市特例補装具検討会運営要領に基づき協議を行うものとする。

(決 定)

第 11 条 区長は、第 3 条、第 8 条及び第 9 条の手続きにより、その要否を判断し、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費を支給決定する場合は、補装具費支給決定決議書（第 2 号様式）にて決議し、補装具費支給決定通知書（第 2 号様式の 2）（以下「決定通知書」という。）により通知する。また、補装具費支給券（規則第 17 号様式）（以下「支給券」という。）を第 3 条第 2 号に定める見積書を作成した登録事業者に送付するものとする。

2 区長は、申請を却下する場合は、補装具費支給却下決議書（第 4 号様式）にて決議し、補装具費支給却下通知書（第 4 号様式の 2）により通知するものとする。

(契 約)

第 12 条 決定通知を受けた補装具費支給対象障害者等と支給券の送付を受けた登録事業者は、双方で補装具費の購入等に関する契約その他の取決め（以下、「契約等」という。）を締結したうえで補装具の購入等を行うものとする。

2 補装具費の支給決定前に当該補装具の購入等を行う場合には、補装具費支給対象障害者等と登録事業者双方の間で締結した契約等にしがって、双方の責任により対応するものとする。補装具費支給申請が却下され、補装具費の支給がされない場合にもついても、同様とする。

(補装具の提供)

第 13 条 登録事業者は、補装具費支給対象障害者等から区長が交付した決定通知書を提示された場合は、補装具費支給対象障害者等と契約等を締結したうえで、処方に基づき適合する補装具を速やかに提供しなければならない。

2 登録事業者は、契約等の締結に当たり、補装具費支給対象障害者等に対し、契約等から補装具引渡しまでの手続き及び補装具引渡し後の改善その他の対応について周知しなければならない。

3 登録事業者は、基準に基づき補装具の提供を行うものとする。

4 登録事業者は、障害者更生相談所が認める場合を除き、障害者更生相談所又は補装具の医学的判定（意見）書を作成した医師による適合判定及び検査を経た後でなければ、補装具費支給対象障害者等に対し補装具を引き渡してはならない。

5 区長は、前項の適合判定の結果、補装具が補装具支給対象障害者等に適合しないと認められるとき又は処方どおりに製作されていないと認められるときは、登録事業者に対し、登録事業者の負担において不備な箇所を改善するよう求めることとし、改善がなされた後でなければ補装具を引き渡すことができないものとする。

(補装具引渡し後の改善)

第 14 条 補装具の引渡し後、災害等によるき損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合（以下「免責事由」という。）を除き、引渡し後 9 か月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

2 基準別表に定める修理のうち軽微なものについては、当該修理を行った後 3 か月以内に生じた破損又は不適合（免責事由を除く。）について、登録事業者の負担においてこれを改

善するものとする。

- 3 登録事業者は、改善を行うに当たって必要な場合、適合判定を行った医師に意見を求めることができるものとする。

(差額自己負担の取り扱い)

第 15 条 区長が補装具費支給決定する補装具について、その種目、名称、型式、基本的構造等は支給要件を満たすものでなければならない。そのうえで、補装具費支給対象障害者等が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超える場合は、それが医師の処方に影響を及ぼさない限り、基準額との差額を補装具費支給対象障害者等が負担することで支給の対象とする。

- 2 区福祉保健センターは、前項について判断が難しい場合は、障害者更生相談所に助言を求めることができる。

(介護保険による福祉用具貸与との適用関係)

第 16 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という）若しくは同条第 2 項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という）に該当する 65 歳以上のもの、又は同法第 7 条第 3 項第 2 号に規定する特定疾病により要介護状態若しくは要支援状態に該当する 40 歳以上 65 歳未満のものが、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえを希望する場合は、介護保険法による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、補装具費の支給をしない。ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると障害者更生相談所が判定した場合は、補装具費を支給する。

- 2 生活保護を受給している第 2 号被保険者については、障害者総合支援法による補装具費支給を優先する。
- 3 要介護状態又は要支援状態にある場合であっても、それ以前に障害者総合支援法による車椅子、電動車椅子の支給を受けた者に限り、次に掲げる内容の修理については、障害者総合支援法の補装具費として対応できるものとする。

(1) 車椅子（タイヤ、チューブ、キャスター、ブレーキ、夜光材、夜光反射板）

(2) 電動車椅子（タイヤ、キャスター、バッテリー）

(指導、調査等)

第 17 条 区長は、補装具費支給の決定について必要があると認めるときは、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者に対して、状況を調査し、又は報告を求めることができる。

- 2 市長は、この要綱の実施について必要があると認めるときは、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者に対し、報告及び関係書類の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に、関係者に質問させ、若しくは関係書類を検査させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 18 条 この要綱による補装具費の支給を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第19条 区長は、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 補装具費支給対象障害者等又は登録事業者は、前項により区長から返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

(支給の廃止)

第20条 区長は、補装具の支給を廃止するときは、補装具費支給廃止決議書（第5号様式）にて決議し、補装具費支給対象障害者等及び登録事業者に対し、補装具費支給廃止通知書（第5号様式の2）により通知する。

(台帳の整備)

第21条 区長は、補装具費の支給状況を明確にするため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る介護給付費等の実施等に関する事務取扱要綱に定める更生指導台帳を整備しなければならない。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。ただし、様式については従前のものを適宜訂正のうえ、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。ただし、様式については従前のものを適宜訂正のうえ、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。ただし、様式については従前のものを適宜訂正のうえ、当分の間使用できるものとする。

附 則

この要綱は令和3年7月1日から施行する。